

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

平成19年10月19日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第101号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（昭和23年北海道規則第156号）の一部を次のように改正する。

第16条第1号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第3号中「第31条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第2号中「第14条第3項」を「第18条第4項」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 法第31条第1項の規定による許可の取消しに関すること。

(7) 法第31条第2項の規定による命令に関すること。

(8) 法第33条第1項の規定による聴聞（前号に掲げる事務に係るものに限る。）に関すること。

第16条第1号の次に次の3号を加える。

(2) 法第15条第4項において準用する法第4条第3項の規定による許可の条件の付加及び変更に関すること。

(3) 法第16条第1項の規定による承認に関すること。

(4) 法第17条第1項の規定による承認に関すること。

第16条を第20条とし、第15条を第19条とする。

第14条中「別記第11号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第18条とする。

第13条中「第17条第1項」を「第21条第1項」に、「別記第10号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条を第17条とする。

第12条中「第16条」を「第20条」に、「別記第9号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第16条とする。

第11条第1項中「第9条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同項第2号中「第4条第1項第2号」を「第6条第1項第2号」に改め、同項第7号中「及び」を「又は」に、「解散」を「解散」に改め、同条第2項中「の届出」を「に該当したことによる届出」に、「戸籍法」を「戸籍法（昭和22年法律第224号）」に、「清算人」を「清算人」に改め、同条を第15条とする。

第10条中「別記第8号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条を第14条とする。

第9条中「第15条第2項」を「第19条第2項」に、「別記第7号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条を第13条とする。

第8条中「第7条」を「第11条」に、「別記第6号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第12条とする。

第7条中「第5条第1項」を「第7条第1項」に、「別記第5号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

目次

ページ

規 則

○温泉法施行細則の一部を改正する規則……………（医務業務課） 35

○北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則……………（農政課） 38

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築指導課） 40

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………（総務業務センター） 40

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業支援課） 41

○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課） 42

○土地改良区連合の役員の退任の届出……………（農業支援課） 42

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 42

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 42

○都市計画の変更の決定……………（都市計画課） 43

○道路の供用の開始……………（道路課） 44

支 庁 告 示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し…………… 44

道教育庁留萌教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 44

道人事委員会規則

○職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則…………… 46

○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則…………… 46

○北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則…………… 46

○地域手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 46

道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 46

規 則

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

（温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請書）

第10条 省令第8条第1項の申請書の様式は、別記第8号様式とする。

（温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認の申請書）

第11条 省令第9条第1項の申請書の様式は、別記第9号様式とする。

第6条第1項中「第9条第1項」を「第11条第1項」に、「別記第4号様式」を「別記第6号様式」に、「第4条第2項各号」を「第6条第2項各号」に改め、同条第2項中「第4条第2項第1号」を「第6条第2項第1号」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1項中「第8条」を「第10条」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「第6条第1項」を「第8条第1項」に、「第9条第2項」を「第11条第2項」に、「別記第3号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（掘削許可等を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請書）

第4条 省令第3条第1項の申請書の様式は、別記第3号様式とする。

（掘削許可等を受けた者の相続の承認の申請書）

第5条 省令第4条第1項の申請書の様式は、別記第4号様式とする。

別記第2号様式中「第9条第2項」を「第11条第2項」に改める。

別記第11号様式中「（第14条関係）」を「（第18条関係）」に、「第14条の」を「第18条の」に改め、同様式を別記第15号様式とする。

別記第10号様式中「（第13条関係）」を「（第17条関係）」に、「第17条第1項」を「第21条第1項」に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第9号様式中「（第12条関係）」を「（第16条関係）」に、「第16条」を「第20条」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第8号様式中「（第10条関係）」を「（第14条関係）」に、「第10条の」を「第14条の」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第7号様式中「（第9条関係）」を「（第13条関係）」に、「第15条第2項」を「第19条第2項」に改め、同様式注の(1)の事項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、「住民票の写し」の次に「若しくは住民票記載事項証明書」を加え、同様式注の(4)の事項中「第15条第4項各号」を「第19条第4項各号」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第6号様式中「（第8条関係）」を「（第12条関係）」に、「温泉の成分等揭示届出書」を「温泉の成分等揭示（変更）届出書」に改め、「揭示したい」の次に「（揭示内容を変更したい）」を加え、「第14条第3項」を「第18条第4項」に改め、同様式注2の事項中「第6条各号」を「第10条第1項各号及び第2項各号」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第5号様式中「（第7条関係）」を「（第9条関係）」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同様式注2の(3)の事項中「第13条第2項各号」を「第15条第2項各

号」に改め、同様式注2に次の1事項を加える。

（4）飲用の許可の申請の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類

別記第5号様式を別記第7号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第8号様式（第10条関係）

温泉利用許可承継承認申請書（合併等）

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代 表 者 の 氏 名 ㊞

次の温泉の利用の許可の承継の承認を受けたいので、温泉法第16条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
許可年月日及び番号	年 月 日 番号（ ）	
温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称	施 設 の 場 所	
	名 称	
合併又は分割の予定日		

備	考
---	---

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- (2) 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

別記第9号様式（第11条関係）

温泉利用許可承継承認申請書（相続）

年 月 日

北海道知事 様

住 所
申請者

氏 名 ㊤

次の温泉の利用の許可の承継の承認を受けたいので、温泉法第17条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄	住 所	
	氏 名	
	被 相 続 人 と の 続 柄	
被 相 続 人 の 住 所 及 び 氏 名	住 所	
	氏 名	
許可年月日及び番号	年 月 日 番号（ ）	
温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称	施 設 の 場 所	
	名 称	
相 続 開 始 の 日		
備 考		

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 被相続人との続柄を証する書類
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

別記第4号様式中「（第6条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同様式その1中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同様式その1注の(4)の事項中「第9条第2項」を「第11条第2項」に改め、同様式その2中「第9条第1項」を「第11条第1項」に、

揚 水 量	(毎分)	(リットル)
-------	------	--------

揚 水 量	(毎分)	(リットル)
設 置 位 置	(地上・地下)	(メートル)

改め、同様式その2注3の(4)の事項中「第9条第2項」を「第11条第2項」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第3号様式中「（第4条関係）」を「（第6条関係）」に、「第6条第1項（第9条第2項）」を「第8条第1項（第11条第2項）」に、

備 考	
-----	--

を

掘 削 工 事 に よ る 温 泉 ゆ う 出 の 有 無	
備 考	

に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第2号様式の次に次の2様式を加える。

別記第3号様式（第4条関係）

温泉掘削（増掘、動力装置）許可承継承認申請書（合併等）

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地
申請者 名 称
代 表 者 の 氏 名

㊤

次の掘削（増掘、動力装置）の許可の承継の承認を受けたいので、温泉法第6条第1項（第11条第2項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削、増掘若しくは動力の装置の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
許可の種類別	（掘 削 ・ 増 掘 ・ 動 力 装 置）	
許可年月日及び番号	年 月 日 番号（ ）	
掘削許可等に係る土地の所在、地番及び地目	地目（ ）	
合併又は分割の予定日		
備 考		

注 次に掲げる書類を添付すること。
(1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
(2) 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面

別記第4号様式（第5条関係）
温泉掘削（増掘、動力装置）許可承継承認申請書（相続）

年 月 日

北海道知事 様

住 所

申請者

氏 名

㊞

次の掘削（増掘、動力装置）の許可の承継の承認を受けたいので、温泉法第7条第1

項（第11条第2項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄	住 所	
	氏 名	
	被相続人との続 柄	
被相続人の住所及び氏 名	住 所	
	氏 名	
許可の種類別	（掘 削 ・ 増 掘 ・ 動 力 装 置）	
許可年月日及び番号	年 月 日 番号（ ）	
掘削許可等に係る土地の所在、地番及び地目	地目（ ）	
相続開始の日		
備 考		

注 次に掲げる書類を添付すること。
(1) 被相続人との続柄を証する書類
(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
(3) 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面

附 則

- この規則は、平成19年10月20日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の温泉法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の温泉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第102号

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第31条、第38条、第65条関係）

- 1 アトロピン
- 2 アルプレノロール
- 3 アンフェタミン
- 4 イプラトロピウム
- 5 エタノール
- 6 エフェドリン
- 7 オキシエチルテオフィリン
- 8 オキシプロピルテオフィリン
- 9 10-オキシカンファー
- 10 オクスプレノロール
- 11 カフェイン
- 12 カンフル
- 13 クレンブテロール
- 14 クロルプロマジン
- 15 クロルプロマジンスルオキシド
- 16 コカイン
- 17 サルブタモール
- 18 ジヒドロオキシプロピルテオフィリン
- 19 ジブカイン
- 20 シプロヘプタジン
- 21 ジモルホラミン
- 22 スコボラミン
- 23 スタノゾロール
- 24 ストリキニーネ
- 25 テオフィリン
- 26 テオブロミン
- 27 テトラカイン
- 28 テルブタリン
- 29 トランスパイオキシカンファー
- 30 トレンボロン

- 31 ナンドロロン
- 32 ニケタミド
- 33 ニコチン
- 34 ノスカピン
- 35 バルビタール
- 36 バルビツール酸誘導体
- 37 ピプラドロール
- 38 フェナセチン
- 39 フェニルピラゾロン誘導体
- 40 フェニルブタゾン
- 41 フラザボール
- 42 フルオキシメステロン
- 43 ブルシン
- 44 フルフェナム酸
- 45 プルカイン
- 46 フロセミド
- 47 プロプラノロール
- 48 プロマジン
- 49 ペモリン
- 50 ベンゾジアゼピン誘導体
- 51 ペンタゾシン
- 52 ペンテトラゾール
- 53 ボルデノン
- 54 メサピリレン
- 55 メタンフェタミン
- 56 メチルエフェドリン
- 57 17 α -メチルステロイド類
- 58 メチルフェニデート
- 59 メテノロン
- 60 メトキシフェナミン
- 61 メトプロロール
- 62 メフェナム酸
- 63 モルヒネ
- 64 リドカイン
- 65 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物（遊離する物を含む。）

備考 第31号に掲げる禁止薬物は、第65条第2項第5号に規定する禁止薬物とする。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第103号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「若しくは第12項ただし書」を「、第12項ただし書若しくは第13項ただし書」に改める。

第19条第1項第4号中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同項第18号中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改める。

第19条の2第1項中「若しくは第12項ただし書」を「、第12項ただし書若しくは第13項ただし書」に改める。

第19条の3中「第12号から第18号まで」を「第13号から第19号まで」に、「第10号」を「第11号」に改め、同条第6号中「第3項まで」の次に「又は第7項」を加え、同条中第18号を同条第19号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同条第12号中「第5条第2項」を「条例第5条第2項」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第11号を同条第12号とし、第10号を同条第11号とし、同条第9号中「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

（8）法68条の5の2の規定による認定

第20条中「第10号」を「第11号」に改める。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。ただし、第19条の3の改正規定（同条第6号に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第667号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

（1）パーソナルコンピュータ 211台

（2）パーソナルコンピュータ 53台

2 落札を決定した日

平成19年9月26日

3 落札者の氏名及び住所

（1）ア 氏 名 北海道日興通信株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33

（2）ア 氏 名 北海道日興通信株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33

4 落札金額

（1）17,607,450円

（2）5,552,400円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年8月31日付け北海道告示第574号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

（1）名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

（2）所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第668号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量（1台分に係る1月当たりの単価）

（1）パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 10台

（2）パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 6台

2 随意契約の相手方を決定した日

平成19年9月26日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

（1）ア 氏 名 北海道日興通信株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33

（2）ア 氏 名 北海道日興通信株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33

4 随意契約に係る契約金額

(1) 2,289円

(2) 2,719円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成19年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

当別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成19.10. 7	監 事	高 田 修 二	石狩郡当別町樺戸町343番地
同	同	同	泉 暁	同 当別1887番地
同	同	同	高 野 秀 則	同 六軒町25番地1
退 任	同 19.10. 6	同	山 田 宏	同 当別太1539番地1
同	同	同	高 田 修 二	同 樺戸町343番地
同	同	同	高 野 秀 則	同 六軒町25番地1

旭川土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成19. 9.10	理 事	前 田 時 男	旭川市西神楽1線31号192番地の2
同	同	同	中 谷 勝 見	同 西神楽4線20号11番地の236
同	同	同	稲 留 豊 樹	同 西神楽1線11号198番地の1
同	同	同	賀 好 洋 一	同 西神楽3線18号326番地の19
同	同	同	滝 沢 良 春	同 西神楽3線26号552番地の12
同	同	同	佐 伯 武 雄	同 西神楽4線13号11番地の1
同	同	同	松 浦 隆	同 神居町豊里5番地
同	同	同	石 坂 昇	同 神居町上雨紛148番地
同	同	同	草 野 洋 一	同 上川郡美瑛町字旭中央

同	同	同	横 井 光 明	同 東神楽町東1線2号18番地
同	同	監 事	岡 田 良 男	旭川市西神楽1線12号218番地の1
同	同	同	館 入 廣 治	同 神居町雨紛410番地
退 任	同 19. 9. 9	理 事	小 澤 仁 良	同 西神楽1線24号470番地の15
同	同	同	澤 田 健 一	同 西神楽3線18号324番地の1
同	同	同	森 谷 幸 市	同 西神楽4線11号5番地の1
同	同	同	中 谷 勝 見	同 西神楽4線20号11番地の236
同	同	同	前 田 時 男	同 西神楽1線31号192番地の2
同	同	同	稲 留 豊 樹	同 西神楽1線11号198番地の1
同	同	同	松 浦 隆	同 神居町豊里5番地
同	同	同	寺 澤 石 吉	同 神居3条21丁目61番地
同	同	同	草 野 洋 一	同 上川郡美瑛町字旭中央
同	同	同	岡 崎 勇	同 東神楽町東1線4号25番地
同	同	監 事	松 永 光 夫	同 ひじり野南2条1丁目3番1号
同	同	同	岡 田 良 男	旭川市西神楽1線12号218番地の1

静内町土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成19. 9.27	理 事	藤 川 松 男	日高郡新ひだか町静内豊畑215番地
同	同	同	上 島 昇 一	同 静内田原79番地
同	同	同	石 川 栄 一	同 静内目名391番地の1
同	同	同	安 藤 幸 治	同 静内神森12番16号
同	同	同	野 表 篤 夫	同 静内西川347番地の2
同	同	同	中 道 雅 則	同 静内清水丘47番地
同	同	同	保土沢 稔	同 静内東別103番地の3
同	同	監 事	安 田 豊 重	同 静内豊畑484番地の2
同	同	同	田 中 紀 和	同 静内田原178番地の2
退 任	同 19. 9.26	理 事	岡 田 義 彦	同 静内神森132番地
同	同	同	藤 川 松 男	同 静内豊畑215番地
同	同	同	石 川 栄 一	同 静内目名391番地の1
同	同	同	上 島 昇 一	同 静内田原79番地
同	同	同	野 表 篤 夫	同 静内西川347番地の2
同	同	同	中 道 雅 則	同 静内清水丘47番地
同	同	同	保土沢 稔	同 静内東別103番地の3
同	同	監 事	山 口 明 秀	同 静内田原450番地
同	同	同	安 田 豊 重	同 静内豊畑484番地の2

三石土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成19. 9. 26	理 事	大 下 正 博	日高郡新ひだか町三石西端110番地
同	同	同	川 端 義 幸	同 三石富澤295番地の2
同	同	同	沖 田 忠 幸	同 三石福畑101番地
同	同	同	川 端 芳 市	同 三石美野和310番地
同	同	同	仲 野 秋 男	同 三石本桐133番地の17
同	同	同	奥 澤 一 弘	同 三石稲見342番地の2
同	同	同	酒 井 薫	同 三石稲見120番地
同	同	同	山 口 芳 広	同 三石歌笛342番地
同	同	同	猪野毛 哲 次	同 三石歌笛602番地の2
同	同	監 事	佐 藤 利 雄	同 三石本桐431番地
同	同	同	河 合 博 文	同 三石歌笛652番地の7
同	同	同	前 川 忠 昭	同 三石豊岡239番地の3
退 任	同 19. 9. 25	理 事	川 端 義 幸	同 三石富澤295番地の2
同	同	同	沖 田 哲 夫	同 三石福畑253番地の21
同	同	同	大 下 正 博	同 三石西端110番地
同	同	同	仲 野 秋 男	同 三石本桐133番地の17
同	同	同	酒 井 薫	同 三石稲見120番地
同	同	同	山 口 芳 広	同 三石歌笛342番地
同	同	同	川 端 孝 造	同 三石美野和452番地
同	同	同	筒 井 征 文	同 三石稲見353番地
同	同	同	林 祐 二	同 三石歌笛732番地の1
同	同	監 事	佐 藤 利 雄	同 三石本桐431番地
同	同	同	河 合 博 文	同 三石歌笛652番地の7
同	同	同	前 川 忠 昭	同 三石豊岡239番地の3

北海道告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名
平成19. 8. 2 北見土地改良区
同 網走川土地改良区

同 19.10. 5 旭川土地改良区

北海道告示第671号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、美瑛川地区土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成19年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
平成19. 9. 9 理 事 小 澤 仁 良 旭川市西神楽1線24号470番地の15
同 同 澤 田 健 一 同 西神楽3線18号324番地の1

北海道告示第672号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 川上郡標茶町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第673号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 釧路市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 釧路市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 釧路市・白糠郡白糠町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
 白糠町（次の図に示す部分に限る。）
 (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 白糠町（次の図に示す部分に限る。）、釧路市
 (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産

業振興部林務課並びに釧路市役所及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第674号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成19年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 網走都市計画臨港地区に係る事項

(1) 都市計画の種類 臨港地区

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 追加した土地の区域

網走市南1条東1丁目及び2丁目並びに南2条東3丁目並びに南3条東3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目並びに南4条東4丁目、5丁目及び6丁目並びに港町の各一部

イ 除外した土地の区域 なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 網走都市計画及び女満別都市計画下水道に係る事項

(1) 都市計画の種類 下水道

(2) 都市計画を定める土地の区域

名 称 網走女満別公共下水道

変更した部分

ア 排水区域 網走市港町の一部を排水区域に編入した

イ その他の施設

内 訳 位 置

網走浄化センター 網走市港町、台町2丁目及び3丁目

女満別第1ポンプ場 網走郡大空町女満別公園1丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 女満別都市計画公園に係る事項

(1) 都市計画の種類 公園

(2) 都市計画を定める土地の区域

変更した部分

名称 6・5・1 女満別運動公園

位置 網走郡大空町女満別西4条5丁目から西6条5丁目及び女満別中央

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

4 女満別都市計画緑地に係る事項

（1）都市計画の種類 緑地

（2）都市計画を定める土地の区域

変更した部分

名称 1号 女満別トマップ川公園

位置 網走郡大空町女満別公園1丁目から2丁目、女満別公園4丁目、女満別本通6丁目、女満別東1条6丁目、女満別東2条1丁目、女満別東2条4丁目及び女満別東2条6丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年10月19日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	
道道 大沼公園鹿部線	茅部郡森町字駒ヶ岳391番7地先から茅部郡森町字赤井川252番827地先まで	平成19.10.25	

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第11号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年10月19日

北海道石狩支庁長 日 野 健 一

住 所	名 称	氏 名	登 録 番 号	登録取消年月日
札幌市中央区北7条西24丁目2-16 メゾンドルチェ円山303号	ロックス	相川 秀樹	北海道知事(2) 石第02545号	平成19.10.10
札幌市中央区宮ヶ丘3丁目4番12号 ループル富士神宮外苑C-103	近代企画	中山 賢	北海道知事(1) 石第02956号	同

札幌市白石区菊水1条1丁目2番1-1102号	東日本ファイナンス	工藤 幹	北海道知事(1) 石第02972号	同
------------------------	-----------	------	-------------------	---

道教育庁留萌教育局告示

北海道教育庁留萌教育局告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年10月19日

北海道教育庁留萌教育局長 深 澤 正

- 1 入札に付する事項
- （1）調達をする物品等の名称及び数量
- ア パーソナルコンピュータの賃貸借 59台（職業科高等学校） 一式（1月当たりの単価）
- イ パーソナルコンピュータの賃貸借 42台（普通科高等学校） 一式（1月当たりの単価）
- （2）調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- （3）契 約 期 間
- ア 平成20年1月17日から平成24年12月28日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- イ 平成20年1月18日から平成25年12月27日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- （4）納 入 期 限
- ア 平成20年1月17日（木）
- イ 平成20年1月18日（金）
- （5）納 入 場 所
- ア 北海道留萌千望高等学校
- イ 北海道羽幌高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- （1）平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- （2）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （3）当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されてい

ることを証明した者であること。

- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成19年10月19日（金）から11月9日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。午前8時45分から午後5時30分まで。）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地
北海道教育庁留萌教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁留萌教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道留萌合同庁舎4階 北海道教育庁留萌教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道教育庁留萌教育局企画総務課）

- (2) 入札日時

ア 平成19年11月30日（金）午前10時

イ 平成19年11月30日（金）午前11時

（送付による場合は、平成19年11月29日必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道教育庁留萌教育局企画総務課に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、北海道教育庁留萌教育局企画総務課に電子メール（アドレス：rumokyo.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)、及び(13)によるほか、次による。

- (1) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁留萌教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地
電話番号 0164-42-8064

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Personal Computer 59 pieces

b. Personal Computer 42 pieces

B. Bid tendering date and time :

a. 10:00 A. M., November 30, 2007

b. 11:00 A. M., November 30, 2007

(If mailed bits must arrive no later than November 29)

C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Rumoi District Bureau,
Hokkaido Board of Education 077-0027 Suminoe-cho 2-1, Rumoi-City, Hokkaido,
Japan.
Phone : 0164-42-8064

道 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則6－35

職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則6－0）の一部を次のように改正する。

第24条中ただし書を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則6－36

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則6－6）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び人事委員会が別に定めるもの」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7－1147

北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則7－6）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「日本郵政公社の調に係る郵便線路図に掲げる路程」を「地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程」に改め、同条第2項中「前項」を「前項第1号又は第2号」に、「同項」を「当該各号」に、「地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により路程を計算することができる」を「前項第3号後段の規定に準じて計算することができる」に改め、同条第3項中「第1項第3号」を「第1項第3号後段」に、「郵便線路図に掲げる各市町村（都については、各特別区）内における郵便局で」を「その証明の基準となる点で」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7－1148

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－1107）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第18号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第3号ク中「道路運送法」の次に「（昭和26年法律第183号）」を加え、「一般自動車運送事業」を「一般旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する一般貨物自動車運送事業」に改める。

別記様式第7号中

「

駐 車 許 可 申 請 書	第	号
	年	日

」

を

「

駐 車 許 可 申 請 書	第	号
警察署長 殿	年	日

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成19年10月21日から施行する。
- 2 第28条の規定により北海道警察旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊長が行うこととされた事務のうち、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線については、同条の規定にかかわらず、当分の間、北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊長が行うものとする。ただし、緊急を要するためやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

正 誤

○平成19年6月8日（第1879号）

北海道告示第422号（土地改良区の役員の就任及び退任の届出）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
18	左	14及び23
誤		246番地の3
正		264番地の3

